

議案第 14 号

多可町有財産及び営造物条例の全部を改正する条例の制定に
ついて

多可町有財産及び営造物条例の全部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

平成 27 年 3 月 3 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町有財産条例

平成 年 月 日
条例第 号

多可町有財産及び営造物条例(平成17年条例第60号)の全部を改正する。
(趣旨)

第1条 町有財産の取得、管理及び処分に関しては、法令その他別に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(町有財産の範囲及び分類)

第2条 この条例で町有財産とは、町有に属する財産であつて、地方自治法(昭和22年法律第67号)(以下「法」という。)第238条第1項に定めるもののうち、次に掲げるものをいう。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 地上権、地役権その他これらに準ずる権利
- (3) 株式、地方債及び国債その他これらに準ずる権利

2 町有財産は、行政財産と普通財産に分類する。

3 行政財産とは、町において直接公用又は公共の用に供し、又は供すると決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の町有財産をいう。

(取得の方法)

第3条 町有財産は、買入れ、寄附採納、交換その他によって取得することができる。

(取得前の措置)

第4条 町有財産を取得しようとするときは、町長は、あらかじめ当該財産について必要な調査を行い、物件又は特殊の義務の排除を要すると認めるときは、これに関し必要な処置を講じ、支障なく取得の目的に供し得るようにしなければならない。

(登記又は登録)

第5条 登記又は登録ができる町有財産を取得したときは、町長は、速やかにその手続きをしなければならない。

(代金の支払)

第6条 登記又は登録ができる財産を買い入れたときは、登記又は登録の

完了後、その他の財産を買い入れたときは、収受を完了した後でなければ代金を支払うことができない。ただし、町長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(注意義務)

第7条 町長又は教育委員会は、町有財産の管理について常に最善の注意を払い経済的かつ効率的に利用するようにしなければならない。

2 町長又は教育委員会の許可を受けて使用し又は委託を受けて管理するものについても同様とする。

(行政財産の処分の禁止)

第8条 行政財産は、法第238条の4第2項から第4項までに定めるものを除くほか、これを交換し、売り払い、譲与し若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができない。

(普通財産の貸付期間)

第9条 普通財産の貸付けは、次の各号に掲げる期間を超えることができない。ただし、公用又は公共用若しくは公益事業用のため、町長が特に認めたときはこの限りでない。

(1) 植樹を目的として土地及び土地の定着物を（建物を除く。以下同じ。）を貸し付ける場合 40年

(2) 建物の所有を目的として土地を貸し付ける場合 30年

(3) 前2号を除くほか、土地及びその定着物を貸し付ける場合 20年

(4) 建物（その敷地を含む。）又はその他の財産を貸し付ける場合 5年

2 前項の貸付期間は、更新することができる。この場合において、更新のときから同項の期間を超えることができない。

(貸付料)

第10条 普通財産の貸付けに対しては、相当の貸付料を徴収する。ただし、公用若しくは公共用に供する場合又は町長が特に必要があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(遵守事項)

第11条 普通財産の借受人は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、特に承認を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 借受物件を転貸しないこと。
- (2) 借受の権利を譲渡しないこと。
- (3) 借受物件の形質を変改し、若しくはこれに修繕を加え、又はこれに工作物を設置しないこと。
- (4) 借受物件の使用目的又は用途を変更しないこと。

(貸付契約の解除)

第12条 普通財産を貸し付けた場合において、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、その契約を解除することができる。

- (1) 町において公用又は公共用に供するため、必要があるとき。
- (2) 貸付料を、その納付期限後3月以上経過して、なお納付しないとき。
- (3) 前条の規定に違反したとき。
- (4) 前3号のほか、契約条件に違反したとき。

2 借受人の責に帰すべき事由によって契約を解除したときは、既納の貸付料を還付しないものとする。

(担保)

第13条 普通財産の貸付けに対しては、町長が必要があると認めるときは、相当の担保を提供させることができる。

(出資)

第14条 普通財産は、公益上必要がある場合に限り、出資の目的とすることができる。

(売却代金等の納付)

第15条 普通財産を売却し、又は交換したときは、その引渡し前にその売却代金又は交換差金を納付させなければならない。ただし、町長が必要でないと認めたときはこの限りでない。

2 前項の場合において、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、その契約を解除することができる。

- (1) 売却代金又は交換差金の納付が履行されないとき。
- (2) 用途を指定して売払い、又は交換した場合に、指定期間内にその用途に供せず、又はその用途に供した後、指定期間内にその用途を廃止したとき。
- (3) 前2号のほか、契約条件に違反したとき。

(用途指定の処分)

第16条 町長は一定の用途に供させる目的をもって、普通財産の売却、譲渡、寄附又は交換をする場合には、当該財産の用途並びにこれをその用途に供しなければならない期間及び始期を指定しなければならない。

2 前項の規定によって指定した場合、これに違反したときは、その契約を解除することができる。

(職員の行為の制限)

第17条 町長は、町有財産を当該財産に関する事務に従事する職員に譲渡し、又は当該職員の所有物と交換してはならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。